

松山市第3期障害者計画

平成27年3月

松山市

目 次

第1章 計画策定にあたって	4
1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の期間	5
3. 計画の対象	5
4. 計画の策定	5
第2章 障がい者手帳所持者の現状	7
1. 本市の概況	7
2. 本市の障がい者手帳所持者の推移	7
3. 障害福祉アンケート調査の概要	12
第3章 基本理念及び基本方針	13
基本理念	13
基本方針	14
基本方針体系	15
イメージ図 社会全体で支えています	18
基本方針1 共に支え合うやさしいまちづくり	19
(1) 心のバリアフリーの推進	19
① 福祉教育の推進	19
② 地域住民等への啓発活動	19
③ 交流の場の確保	19
(2) ユニバーサルデザインの促進	19
① 情報のユニバーサルデザイン化	19
② 公共施設等のバリアフリーの整備	20
(3) 権利擁護の推進	20
① 差別解消と合理的配慮の推進	20
② 虐待の防止	20
③ 成年後見制度の推進	20
(4) 防災・防犯対策の推進	21
① 地域コミュニティの形成	21
② 防災・防犯対策の周知と啓発	21

基本方針 2 自分らしい暮らしづくり	22
(1) 相談支援体制の充実	22
① 総合相談の充実	22
② 地域相談支援センターの周知と体制の充実	22
③ 相談支援事業所の質と量の確保	22
(2) 福祉サービスの充実	22
① 通所系サービス	22
② 訪問系サービス	23
③ 地域生活支援事業	23
④ 地域移行・定着支援	23
⑤ サービスの質の向上	23
⑥ サービスの開拓	23
⑦ 手帳サービスの充実	23
⑧ その他の福祉サービス等との連携	24
(3) 保健・医療サービスの充実	24
① 早期の気づきと早期支援	24
② リハビリ医療	24
③ 難病対策	24
④ 疾病等予防	24
⑤ 救急医療体制整備	24
⑥ 在宅医療等	25
⑦ 精神科医療	25
(4) 住まいの場の確保と整備	25
① グループホームの整備	25
② 公営住宅、賃貸住宅への入居サポート	25
③ 入所施設の充実	25
基本方針 3 安心して暮らせるいきいきとした生活づくり	26
(1) 療育の充実	26
① 通所支援の量と質の確保	26
② 地域療育の推進	26
(2) 共生教育の充実	26
① 就学前教育	26
② 特別支援教育	26
③ キャリア教育	27
④ 生涯教育	27

(3) 雇用の充実と経済的自立の支援	27
① 就労相談窓口の整備	27
② 職場定着支援	27
③ 企業等への啓発	27
④ 職業訓練の機会確保	28
⑤ 福祉的就労の工賃向上へ向けての取組み	28
⑥ 就労支援機関の連携強化	28
⑦ 経済的自立の支援	28
(4) 社会参加の促進	28
① 当事者活動支援	28
② 地域行事への参加	28
③ 文化的活動(スポーツ、芸術等)支援	29
第4章 松山市第4期障害福祉計画の目標を達成するための施策	30
目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行	31
目標2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	32
目標3 福祉施設利用者の一般就労への移行等	33
目標4 地域生活支援拠点等の整備	33
第5章 計画の推進体制	34
資料編	35
1 障害福祉アンケート調査結果	36
2 別表 障害福祉サービス等	133
3 松山市障害者計画等策定検討会開催要領	135
4 松山市障害者計画等策定検討会内規	136
5 検討メンバー表	137
6 用語集	138

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

松山市では、平成24(2012)年度以降、松山市第2期障害者計画及び松山市第3期障害福祉計画を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

この間、障がいのある方を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えました。

国の障がい者施策として、平成23(2011)年に改正された障害者基本法では、その目的が「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」とされ、基本原則として、「地域社会での共生等」や「差別の禁止」等が掲げられました。障がい者の定義の見直しも行われ、「障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされました。

その改正された障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、平成24(2012)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成25(2013)年には、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

また、平成24(2012)年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成25(2013)年には、「障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」も施行されました。平成26(2014)年には、精神保健福祉法が改正され、病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化されました。

今回の「松山市第3期障害者計画」は、これらの動向を踏まえ、『自分らしく いきいきと 笑顔で暮らせるまち まつやま』を基本理念とし、すべての障がいや生活のしづらさのある人やそのご家族が様々な場面で、自ら選択し、自ら決定したことが尊重される地域社会の実現を目指し、策定いたしました。

2. 計画の期間

計画の期間につきましては、近年の障がい者を取り巻く環境の変化や、国の施策の動向を踏まえ、第5期松山市障害福祉計画の最終年度である、平成32(2020)年度を終期とすることとしました。



3. 計画の対象

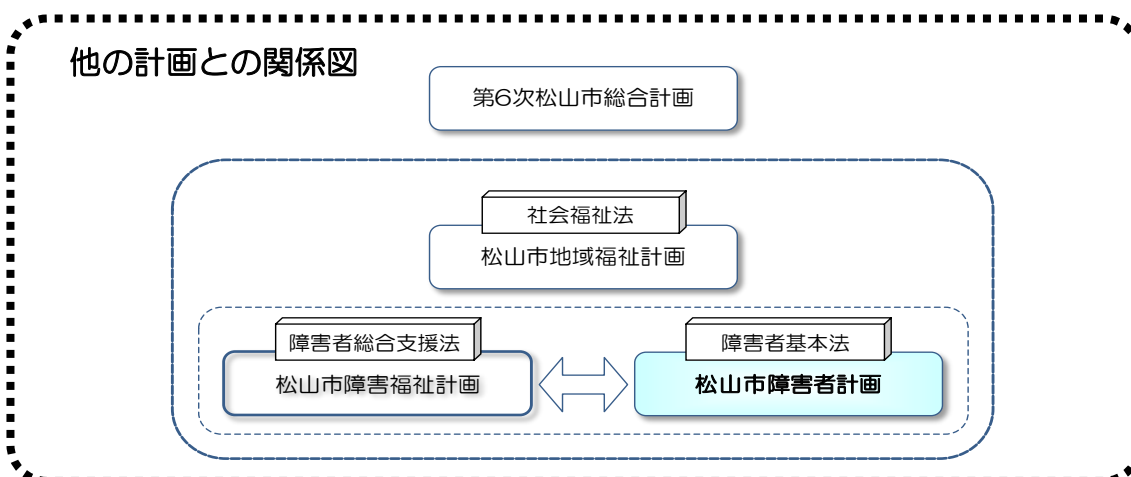
この計画での「障がい者」とは、障害者基本法に基づく障がい者を基本としています。

4. 計画の策定

(1) 松山市での障害者計画の位置づけ

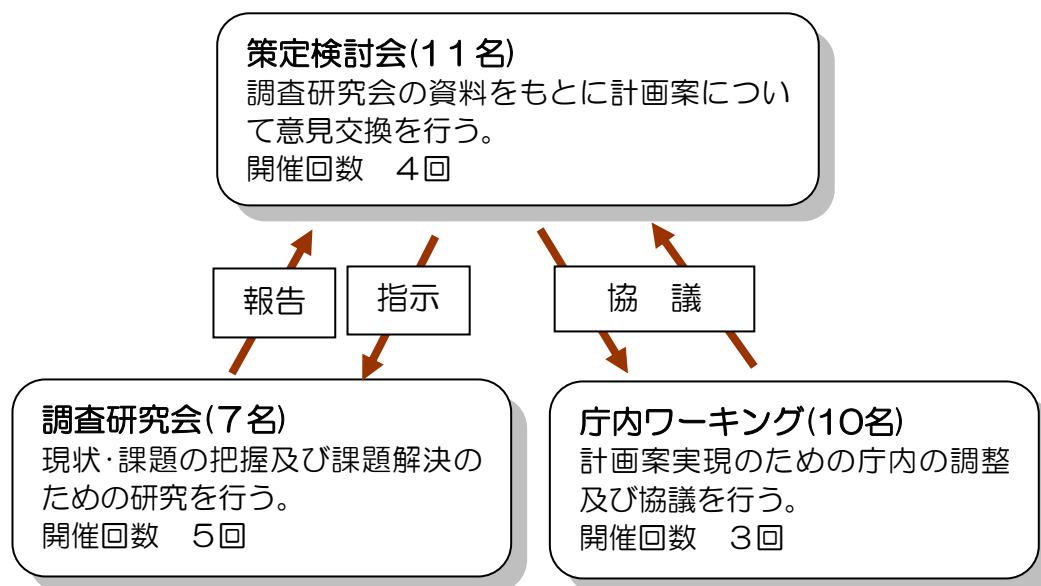
松山市では、平成34(2022)年度を目標年度に「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」を将来都市像とする、「第6次松山市総合計画」を策定し、この計画に基づいて様々な施策を展開しています。また、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進していくための計画として「松山市地域福祉計画」を策定し、取り組みを進めています。

本計画は、これらの計画の個別計画として位置付けられます。また、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、本市の障がい者施策の基本方針を示しています。障がい者に関する他の計画として、障害者総合支援法に基づく「松山市障害福祉計画」を平成27年に策定いたしました。これは障害福祉サービス等の事業量と確保方策を明らかにしたものです。「松山市障害者計画」と「松山市障害福祉計画」とは相互に関連しており、松山市ではこれらの計画に基づいて障がい福祉施策を推進していきます。



(2) 計画の策定体制

本市では、学識経験者、福祉・医療関係者、障がい当事者など11名で構成する障害者計画等策定検討会を開催し、計画案について意見交換を行いました。また、相談支援専門員等7名で構成する調査研究会を開催して現状・課題の把握及び課題解決のための研究を行いました。



(3) 評価・検証

「第5期松山市障害福祉計画」(平成30年度～平成32年度)の策定に合わせ、評価・検証を行い、必要な見直しを行います。

(4) 策定経緯

	策定検討会	調査研究会	庁内ワーキング
10月2日		第1回調査研究会	
10月21日		第2回調査研究会	
11月13日		第3回調査研究会	
12月3日	第1回策定検討会		
12月9日			第1回庁内ワーキング
12月11日		第4回調査研究会	
12月22日	第2回策定検討会		
1月8日		第5回調査研究会	
1月9日			第2回庁内ワーキング
1月20日	第3回策定検討会		
2月10日			第3回庁内ワーキング
2月12日～ 3月13日	市民意見公募		
3月24日	第4回策定検討会		
3月25日	松山市障がい者総合支援協議会		
3月31日	策定		

第2章 障がい者手帳所持者の現状

本市の統計データや、障害福祉アンケート調査の結果(平成 26 年度実施)を整理し、本市の障がい者手帳所持者の動向やニーズを明らかにしました。

1. 本市の概況

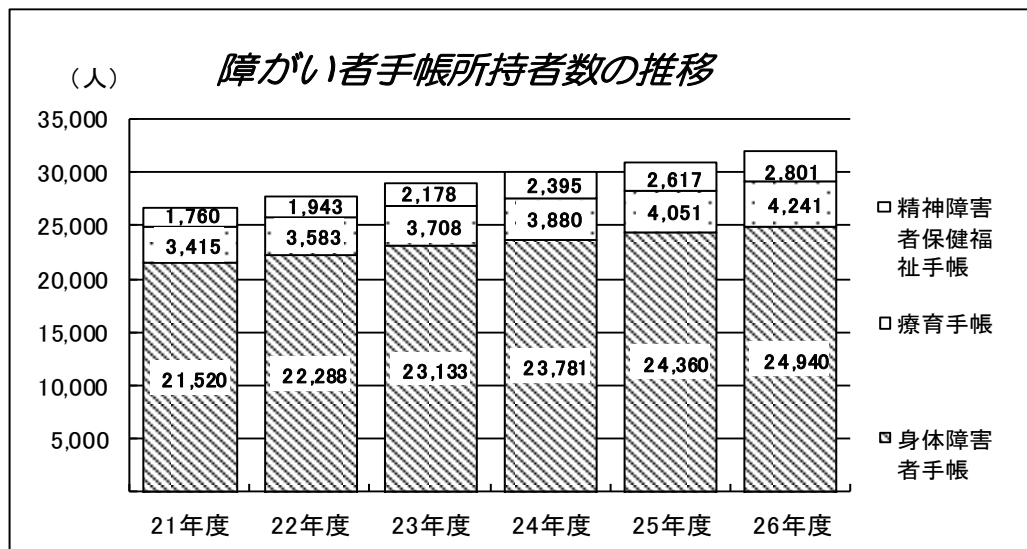
本市は、愛媛県の県庁所在地で、平成 17 年に四国初の 50 万都市となりました。その後も人口は増加し、平成 22 年国勢調査結果では、517,231 人となっています。また、14 歳以下の年少人口は 69,385 人(13.4%：全国は 13.2%) 15 歳から 64 歳の生産人口は 329,568 人(63.7%：全国は 63.8%) 65 歳以上の高齢人口は 112,240 人(21.7%：全国は 23.0%) となっています。しかし、年間出生数は減少傾向にあり、平成 22 年の「松山市の人口動態」によると、平成 22 年の出生数は、4,594 人で人口 1,000 人当たりの出生率は 8.90(全国は 8.5) となっています。

2. 本市の障がい者手帳所持者の推移

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

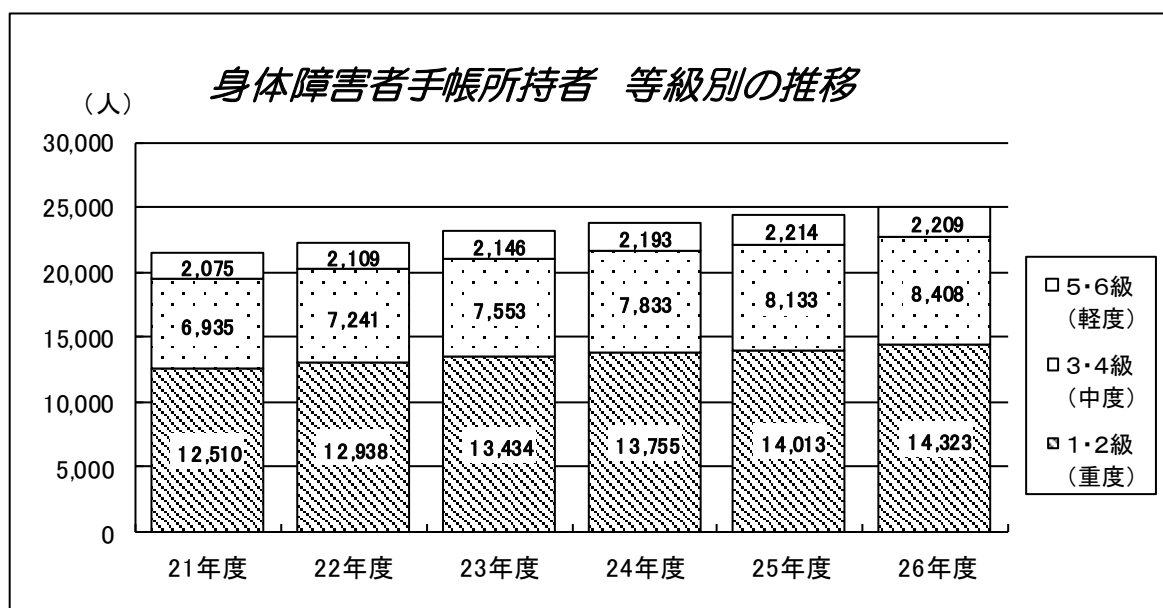
障がい者手帳所持者数は年々増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

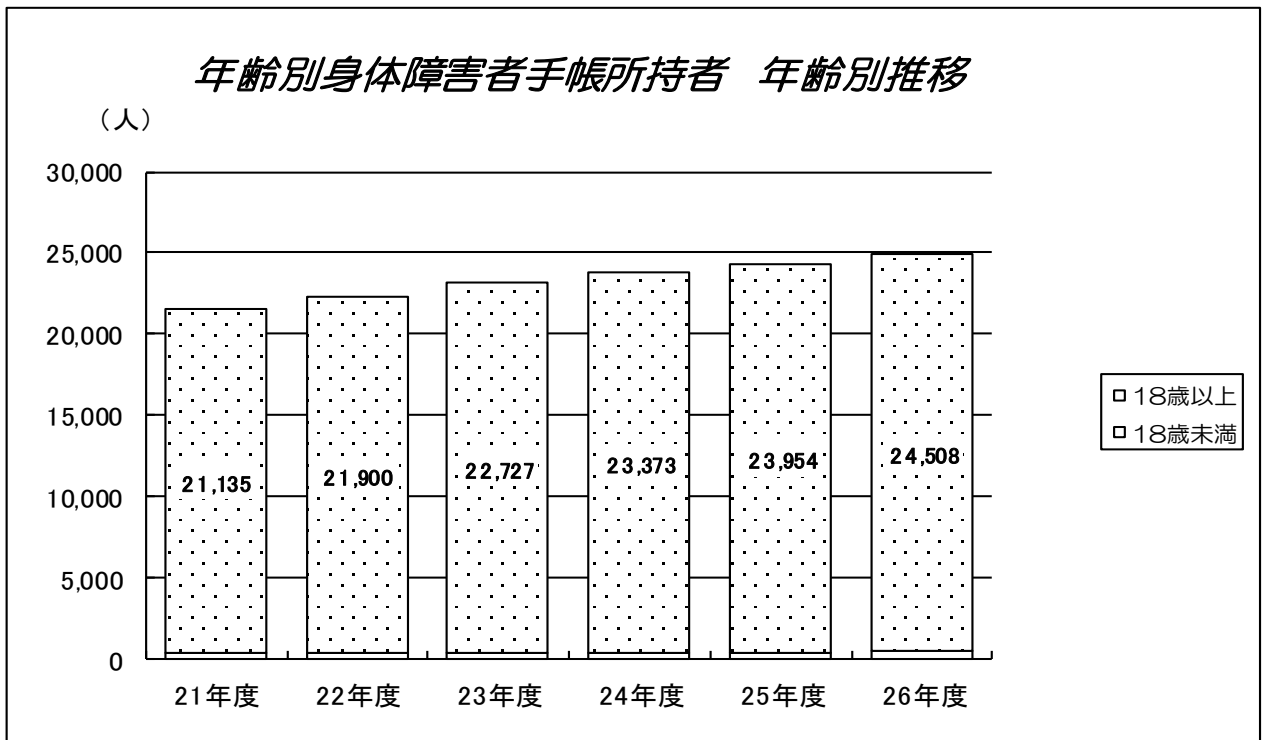
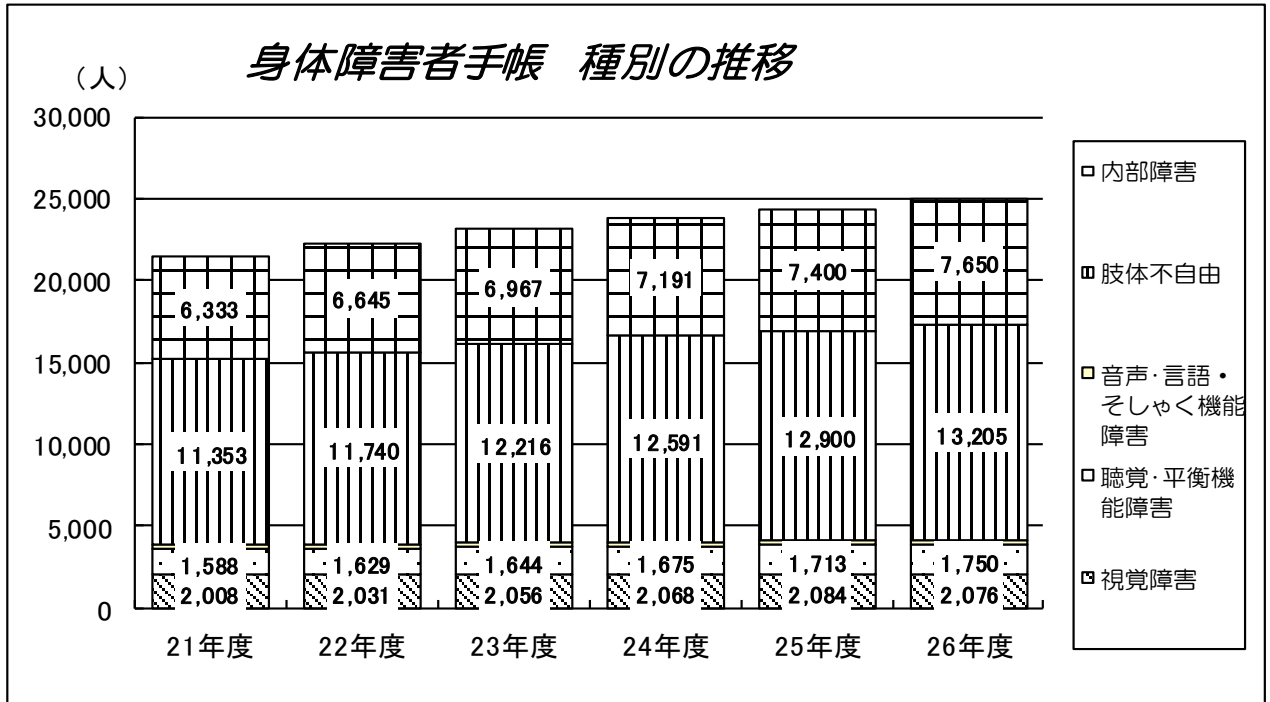
区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
身体障害者手帳所持者数	21,520	22,288	23,133	23,781	24,360	24,940
増加率(%)		3.57%	3.79%	2.80%	2.43%	2.38%
本市の人口中の比率(%)	4.20%	4.34%	4.50%	4.63%	4.72%	4.83%
療育手帳所持者数	3,415	3,583	3,708	3,880	4,051	4,241
増加率(%)		4.92%	3.49%	4.64%	4.41%	4.69%
本市の人口中の比率(%)	0.67%	0.70%	0.72%	0.76%	0.79%	0.82%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,760	1,943	2,178	2,395	2,617	2,801
増加率(%)		10.40%	12.09%	9.96%	9.27%	7.03%
本市の人口中の比率(%)	0.34%	0.38%	0.42%	0.47%	0.51%	0.54%
本市の人口	512,922	513,563	514,352	513,460	515,788	515,992
増加率(%)		0.12%	0.15%	-0.17%	0.45%	0.04%



(2) 身体障害者手帳所持者の等級別、障がい別、年齢別の推移

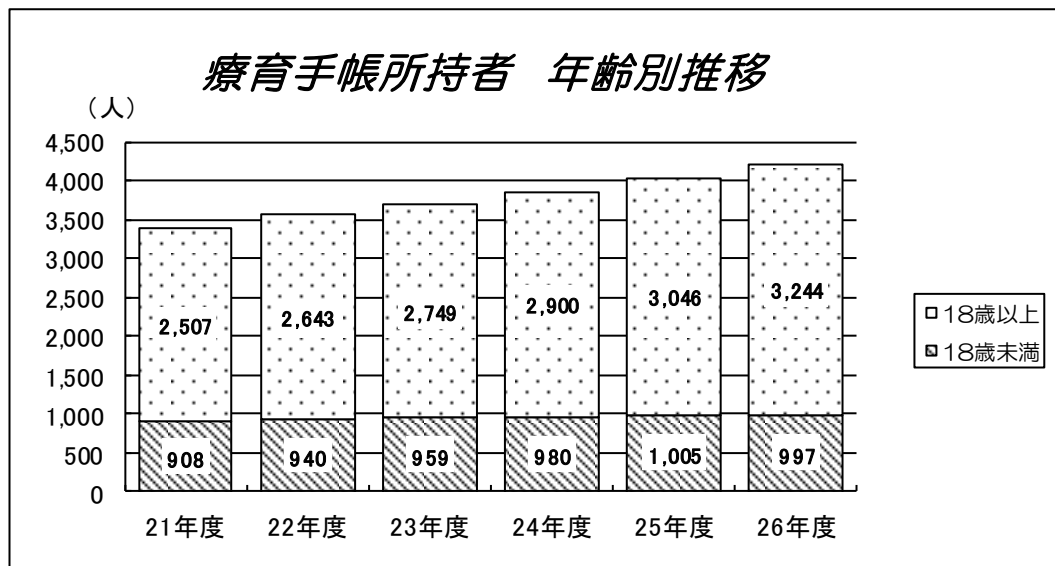
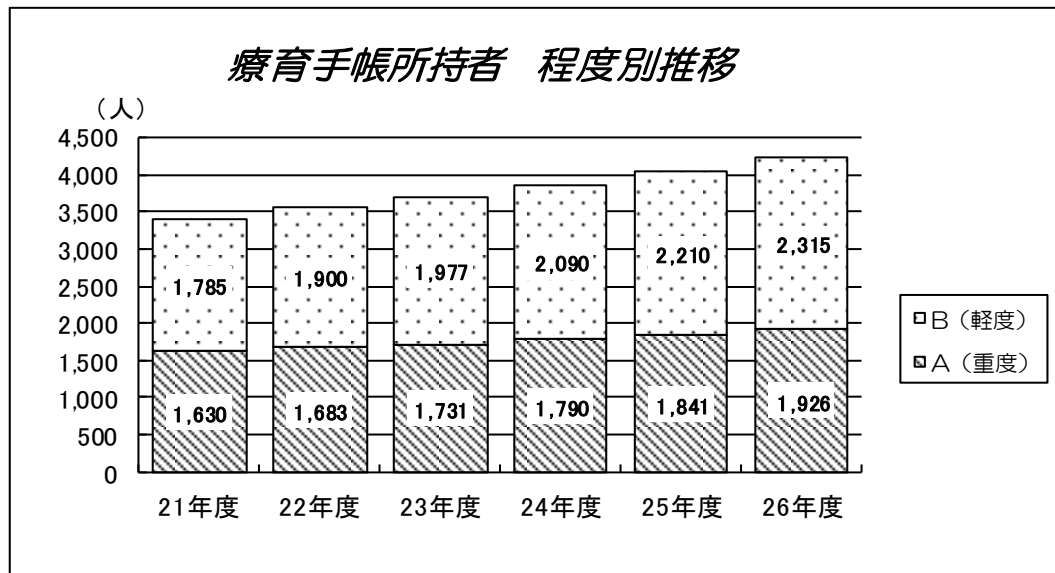
区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
身体障害者手帳所持者数	21,520	22,288	23,133	23,781	24,360	24,940
増加率(%)		3.57%	3.79%	2.80%	2.43%	2.38%
等級別						
1・2級(重度)	12,510	12,938	13,434	13,755	14,013	14,323
増加率(%)		3.42%	3.83%	2.39%	1.88%	2.21%
3・4級(中度)	6,935	7,241	7,553	7,833	8,133	8,408
増加率(%)		4.41%	4.31%	3.71%	3.83%	3.38%
5・6級(軽度)	2,075	2,109	2,146	2,193	2,214	2,209
増加率(%)		1.64%	1.75%	2.19%	0.96%	-0.22%
障がい別						
視覚障害	2,008	2,031	2,056	2,068	2,084	2,076
増加率(%)		1.15%	1.23%	0.58%	0.77%	-0.38%
聴覚・平衡機能障害	1,588	1,629	1,644	1,675	1,713	1,750
増加率(%)		2.58%	0.92%	1.89%	2.27%	2.16%
音声・言語・そしゃく機能障害	238	243	250	256	263	259
増加率(%)		2.10%	2.88%	2.40%	2.73%	-1.52%
肢体不自由	11,353	11,740	12,216	12,591	12,900	13,205
増加率(%)		3.41%	4.05%	3.07%	2.45%	2.36%
内部障がい	6,333	6,645	6,967	7,191	7,400	7,650
増加率(%)		4.93%	4.85%	3.22%	2.91%	3.38%
年齢別						
18歳未満	385	388	406	408	406	432
増加率(%)		0.78%	4.64%	0.49%	-0.49%	6.40%
18歳以上	21,135	21,900	22,727	23,373	23,954	24,508
増加率(%)		3.62%	3.78%	2.84%	2.49%	2.31%





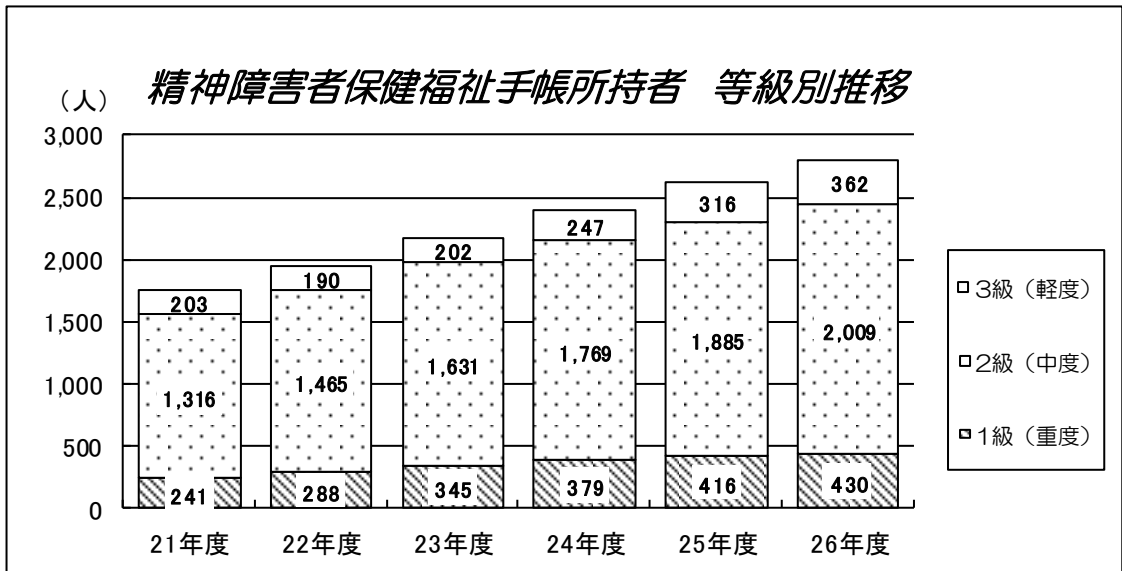
(3) 療育手帳所持者の程度別、年齢別の推移

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
療育手帳所持者数	3,415	3,583	3,708	3,880	4,051	4,241
増加率(%)	6.42%	4.92%	3.49%	4.64%	4.41%	4.69%
程度別						
A(重度)	1,630	1,683	1,731	1,790	1,841	1,926
増加率(%)	5.78%	3.25%	2.85%	3.41%	2.85%	4.62%
B(軽度)	1,785	1,900	1,977	2,090	2,210	2,315
増加率(%)	7.01%	6.44%	4.05%	5.72%	5.74%	4.75%
年齢別						
18歳未満	908	940	959	980	1,005	997
増加率(%)	7.58%	3.52%	2.02%	2.19%	2.55%	-0.80%
18歳以上	2,507	2,643	2,749	2,900	3,046	3,244
増加率(%)	6.00%	5.42%	4.01%	5.49%	5.03%	6.50%



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の推移

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,760	1,943	2,178	2,395	2,617	2,801
増加率(%)	13.04%	10.40%	12.09%	9.96%	9.27%	7.04%
程度別						
1級(重度)	241	288	345	379	416	430
増加率(%)	15.31%	19.50%	19.79%	9.86%	9.76%	3.37%
2級(中度)	1,316	1,465	1,631	1,769	1,885	2,009
増加率(%)	12.29%	11.32%	11.33%	8.46%	6.56%	6.58%
3級(軽度)	203	190	202	247	316	362
増加率(%)	15.34%	-6.40%	6.32%	22.28%	27.94%	14.56%



3. 障害福祉アンケート調査の概要

障がい者施策の指針となる「障害者計画」やその実施計画となる「障害福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある方やそのご家族の状況、ご意見及びご要望を把握するために、各種手帳所持者（平成26年4月1日現在）の1割強の方に対して、愛媛県と連携し、障害福祉アンケート調査を実施しました。

(1) 調査実施期間

平成26年6月～7月

(2) 調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳交付者

(3) 調査方法

郵送によるアンケート送付、回収、無記名

(4) 送付数と回収数

送付数、回収数、回収率

	送付数	回収数	回収率 (%)
身体障がい者	2,732	1,499	54.9
知的障がい者	580	308	53.1
精神障がい者	302	170	56.3
合計	3,500	1,955	55.9

※重複障がい等の関係上、合計数値に誤差が生じております。

(5) 調査結果

資料編に掲載

第3章 基本理念及び基本方針

基本理念

自分らしく いきいきと 笑顔で暮らせるまち まつやま

障がいのある人もない人も生活のしづらさがある人もない人も誰もが住み慣れた場所で自分らしく、いきいきと笑顔で暮らしていくためには、一人ひとりが、身近な人（他者）を思いやり、互いに支え合うことが必要です。そのためには、みんなが「障がい」や「生きづらさ」について一層の理解を深め、共に支え合うみんなにやさしいまちづくりが望まれます。

今回の計画では、『自分らしく いきいきと 笑顔で暮らせるまち まつやま』を基本理念として、すべての障がいや生活のしづらさのある人やそのご家族が様々な場面で、自ら選択し、自ら決定したことが尊重されるよう、生涯にわたり支援します。

基本方針

一人ひとりの望む生活を実現するため、その人のライフステージに応じて、その時々の関係者が連携し、子どもの頃から切れ目のない一貫した総合的な支援をすることを推進します。

基本方針1 共に支え合うやさしいまちづくり

支え合う

- 心のバリアフリーの推進
- ユニバーサルデザインの促進
- 権利擁護の推進
- 防災・防犯対策の推進

基本方針2 自分らしい暮らしづくり

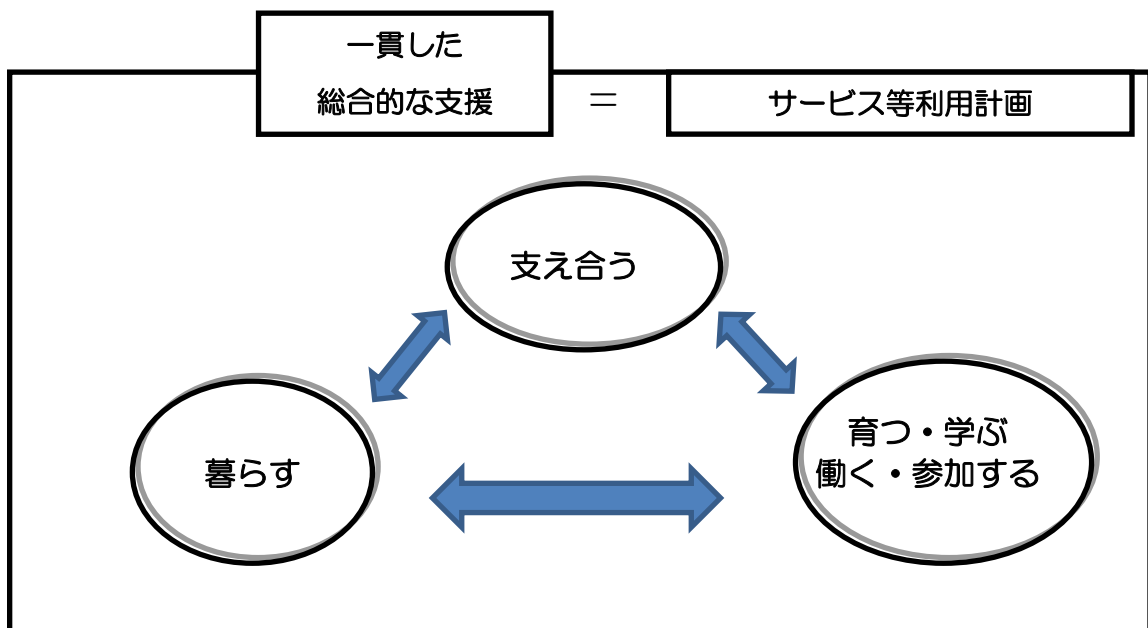
暮らす

- 相談支援体制の充実
- 福祉サービスの充実
- 保健・医療サービスの充実
- 住まいの場の確保と整備

基本方針3 安心して暮らせる いきいきとした生活づくり

育つ・学ぶ・働く・参加する

- 療育の充実
- 共生教育の充実
- 雇用の充実と経済的自立の支援
- 社会参加の促進

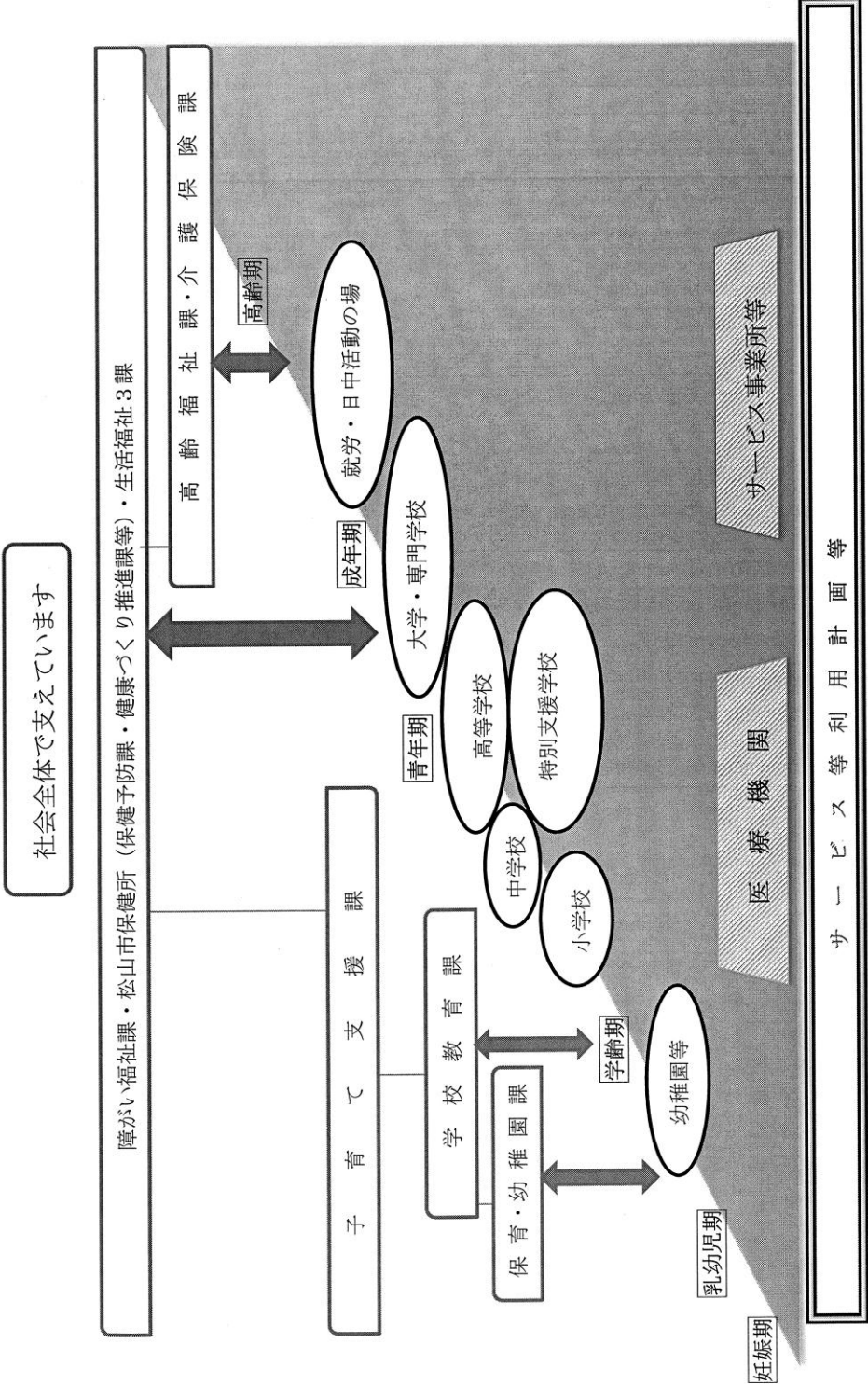


基本方針体系

基本方針	主要課題	推進項目
共に支え合う やさしい まちづくり	心のバリアフリー の推進	福祉教育の推進 地域住民等への啓発活動 交流の場の確保
	ユニバーサル デザインの促進	情報のユニバーサルデザイン化 公共施設等のバリアフリーの整備
	権利擁護の 推進	差別解消と合理的配慮の推進 虐待の防止 成年後見制度の推進
	防災・防犯対策の 推進	地域コミュニティの形成 防災・防犯対策の周知と啓発

基本方針	主要課題	推進項目
自分らしい暮らしづくり	相談支援体制の充実	総合相談の充実 地域相談支援センターの周知と体制の充実 相談支援事業所の質と量の確保
	福祉サービスの充実	通所系サービス 訪問系サービス 地域生活支援事業 地域移行・定着支援 サービスの質の向上 サービスの開拓 手帳サービスの充実 その他の福祉サービス等との連携
	保健・医療サービスの充実	早期の気づきと早期支援 リハビリ医療 難病対策 疾病等予防 救急医療体制整備 在宅医療等 精神科医療
	住まいの場の確保と整備	グループホームの整備 公営住宅、賃貸住宅への入居サポート 入所施設の充実

基本方針	主要課題	推進項目
<p>安心して暮らせるいきいきとした生活づくり</p>	療育の充実	<p>通所支援の量と質の確保 地域療育の推進</p>
	共生教育の充実	<p>就学前教育 特別支援教育 キャリア教育 生涯教育</p>
	雇用の充実と経済的自立の支援	<p>就労相談窓口の整備 職場定着支援 企業等への啓発 職業訓練の機会確保 福祉的就労の工賃向上へ向けての取り組み 就労支援機関の連携強化 経済的自立の支援</p>
	社会参加の促進	<p>当事者活動支援 地域行事への参加 文化的活動（スポーツ、芸術等）支援</p>



基本方針 1 共に支え合うやさしいまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

地域社会で一番重要な事が心のバリアフリーです。お互いが認め合い、尊重し合い、助け合ってこそ、本当の意味で安心した地域生活が送れます。

本市では、地域社会のあらゆる場面で心のバリアフリーを推進していきます。

① 福祉教育の推進

障がいや病気に対する偏見や差別を無くしていくためには、共生教育を進めるとともに、障がいに対する理解を深める心の教育も重要です。あらゆる場面で福祉教育を推進していきます。

特に幼少期からの取り組みは重要であり、学校教育等で、障がいを体験的に知る機会、発達障がい・精神障がい・難病・高次脳機能障がい等について知る機会（啓発）を各機関等と連携して推進していきます。

また、福祉教育を推進する教員の質の向上のため、研修等を通じてバックアップに努めます。

② 地域住民等への啓発活動

教育・職場・医療・町内活動等、様々な場面で研修会の開催や広報活動等を通じて、地域住民への啓発に努めていきます。

③ 交流の場の確保

相互理解を推進するためには、研修等だけではなく障がいのある方やその家族と身近に関わり合える場が必要です。今後もあらゆる場面で各分野との連携協力のもと、交流の場の確保に努めます。

(2) ユニバーサルデザインの促進

誰もが等しく適切な情報を得られ、選択できるよう、また、誰もがあたり前に公共空間等を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基に整備に努めます。

① 情報のユニバーサルデザイン化

「自己選択・自己決定」を行うためには、適切な情報を得ることが不可欠です。本市では、めまぐるしく変化する社会情勢の中、適切な情報が提供できるよう、その都度、様々な方法で分かりやすい情報発信に努めます。

点字や手話・音声情報機器のほか、知的・精神・発達障がい者等に配慮された情報の構造化・文字化等を検討し、誰もが福祉やその他様々な情報について、必要な時に必要な情報が得られるよう通信機器の活用等の整備を行います。

② 公共施設等のバリアフリーの整備

誰もが安心して安全に外出や利用ができるよう、施設や鉄道、駅、公園、大型商業施設及びそれらを結ぶ道路等のバリアフリーについて啓発を行い、さらなる整備に努めます。

また、鉄道やバスの公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、タクシー料金の助成の継続等移動しやすい環境をつくりま

(3) 権利擁護の推進

すべての人の人権と人格を尊重し、誰もが住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう支援していく仕組みづくりを推進していきます。

① 差別解消と合理的配慮の推進

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と「障害者の権利に関する条約」に定義されています。

平成 28 年 4 月 1 日施行の「障害者差別解消法」の理念を考慮し、教育・職場・医療等の他、消費生活や地域活動、司法場面等様々な状況での合理的配慮の推進に努めます。

まずは、あらゆる状況で、差別解消に向けて、不当な差別的取扱いや合理的配慮とは何か周知・啓発を行い、各関係機関への理解を進めていきます。

② 虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障害者虐待防止センターの機能を障がい福祉課に設置し、関係機関と連携し、虐待防止についての取組みを行っていきます。また、研修会等を開催する等し、事業者の質の向上に取り組むことで虐待の発生の未然防止を図ります。

③ 成年後見制度の推進

認知や判断能力にハンディキャップがある方の権利を守るために、成年後見制度はあります。近年、成年後見制度の利用者は増加傾向ですが、手続きが難しい、報酬額が負担といった利用者側の問題や、後見人等の候補が少ない、後見人等の負担が大きい等後見人側の問題もあります。

今後は、成年後見利用支援事業のさらなる充実と松山市社会福祉協議会等と連携し、市民後見の促進、福祉サービス利用援助事業の充実等を推進していきます。

(4) 防災・防犯対策の推進

すべての人が安心して暮らせる地域社会にするために、地域社会の一員として地域関係団体や住民との連携により、防災・防犯体制づくりに取り組みます。

① 地域コミュニティの形成

災害や事故、事件等の緊急時には身近な人との繋がりが重要です。今後は地域ごとで障がいのある方やその家族が参画し、民生・児童委員、自治会、町内会等、広く一般市民の協力により、コミュニティの形成を推進し、防災・防犯体制の構築に努めていきます。

② 防災・防犯対策の周知と啓発

防災対策として、本市では、地震や風水害等の大災害発生時に被害を受けやすい障がい者等を名簿登録し、消防や民生・児童委員等、地域の協力者とともに支援する避難行動要支援者支援制度を実施しています。この制度や緊急避難場所の周知及び災害時だけでなく重大な事件や事故の発生の際の活用促進や、福祉避難所等の整備等、防災・防犯に向けての取り組みを強化します。

防犯対策として、警察、消費生活センター等と連携し、防犯教室、消費者教室等の周知啓発を行い犯罪被害防止に努めます。

また、障害福祉サービス事業所、医療機関、教育機関等へ向けて、防災・防犯計画の見直しや災害時の備蓄等の必要性について周知していきます。

基本方針2 自分らしい暮らしづくり

(1) 相談支援体制の充実

自分らしく暮らしていくためには、適切な情報を必要な時に得られ、必要な時にいつでも相談できることが大切です。関係機関と連携し相談支援体制の充実を図り、様々な支援の情報提供、制度等の周知に努めます。

① 総合相談の充実

障がいの内容や種別等に分けられることなく、地域生活をトータルで支援する包括的な相談に努めます。

また、「福祉総合窓口」に併設の「障がい者総合相談窓口」の機能を充実し、関係各課との連携強化に努めていきます。

② 地域相談支援センターの周知と体制の充実

より身近な地域の相談拠点として設置された地域相談支援センターの取り組みについて情報発信に努めるとともに、誰もが自らの決定に基づき、相談支援を受けることのできる体制の充実を図り、地域の実情に応じた、地域生活を支援していきます。

③ 相談支援事業所の質と量の確保

地域生活で、相談支援が担う役割は非常に重要です。今後は地域相談支援センター等と連携し、相談支援事業所の体制整備と、相談支援に関わる相談支援専門員等の能力、資質の向上のためのバックアップ体制の確保や研修会の開催等に取り組みます。

(2) 福祉サービスの充実

自分らしく暮らしていくためには、障がい福祉等の福祉サービスを適切に利用できることが大切です。必要な支援やサービスを受け、本人が希望する地域生活が可能となるよう、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等の充実を図ります。

① 通所系サービス

地域生活では利用者のニーズに応じた適切な日中活動の場が大切です。利用者にとって満足できる場を提供できるよう、サービス提供事業者と連携を図りながら、障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童福祉法に基づく、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等サービスの質と量の確保に努めていきます。

特に医療的ケアが必要な方の生活介護や短期入所等のサービスは、利用できる場等が限られていることから、病院等、サービス提供事業者との連携を密にしながら、受け入れ先の拡大に向けて取り組んでいきます。

更に児童発達支援センターは、松山市に3カ所しかなく、国が求める整備量を下回っているため、新たな整備について愛媛県と協議していきます。

② 訪問系サービス

地域生活で訪問系サービスは重要です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を必要とする利用者へのサービスを充実させるために、サービス提供事業所の参入促進に努めます。

また、ヘルパー等従事者の専門的人材の確保やその質的向上を図るよう働きかけるとともに、そのために必要な情報提供や研修等の開催に努めます。

③ 地域生活支援事業

意思の伝達に支援が必要な方に手話通訳者等の派遣を行う意思疎通支援事業や、屋外での移動が難しい方の社会参加の促進につながる移動支援事業、日常生活の難しさを改善する実用性のある日常生活用具給付事業等、地域生活支援事業の充実を図ります。市独自の事業として、利用者のニーズを踏まえて内容を検証し、地域の実情に合ったサービス基盤の確保や開拓に努めます。

④ 地域移行・定着支援

入院・入所中の方が、自らが希望する生活を実現するため、松山市第4期障害福祉計画に基づき、医療機関及び事業者等と連携して、入院・入所施設から地域生活への移行を促進し、地域生活への定着を図ります。また、地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等の整備に取り組みます。

⑤ サービスの質の向上

各種サービスや支援で、利用者にとって満足できるものとなるよう、研修や啓発等を通じて事業者等の質の向上に努めていきます。

⑥ サービスの開拓

障害者総合支援法では、発達障がい・高次脳機能障がい・難病等の方がサービスの対象者となりましたが、新しい障がい等の周知に努め、今後も既存のサービスへの受け入れ推進、ニーズ調査や情報収集による実態把握、啓発活動等を行い、課題解決へ向けて取り組んでいきます。

⑦ 手帳サービスの充実

手帳を取得していることによるサービスには、その種類や等級によって様々なものがありますが、受けられるサービスには偏りがあります。

また、発達障がいの場合、状況により精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の取得も可能ですが、発達障がいに特化したサービス提供基盤は十分に整備がされていません。

また、高次脳機能障がいの場合、記憶・行為・注意等に係わる障がいだけでは身体障害者手帳の取得は難しいのが現状です。症状によっては精神障害者保健福祉手帳の取得が可能な場合もありますが、認知度が低く、十分な福祉サービスが受けられていない現状にあります。

今後は利用者のニーズを調査し、それに応じて各分野への理解促進等を働きかけることに努め、サービスの充実を図ります。

⑧ その他の福祉サービス等との連携

地域生活を支えるためには障害福祉サービスだけでは難しいのが現状です。障がい者を総合的に支援するため、各分野（子育て支援・教育・生活保護・介護保険等）との連携を推し進めていきます。

(3) 保健・医療サービスの充実

自分らしく暮らしていくためには、いつでも安心して適切な保健・医療サービスを受けられることが大切です。医療機関等との連携を密にし、体制を整備するとともに、障がいの軽減、重複化や二次障害の予防等に努めます。

① 早期の気づきと早期支援

障がいの原因となる疾病等の早期の気づきのため、保健・医療・福祉・教育部門の連携を図り、各分野で相談・訪問・定期健診・受診援助等により早期の気づき、早期支援を推進します。

また、疾患や障がいについての偏見や差別による早期治療の断念や遅れを防ぐため、市民の方や医療機関等への障がいの正しい理解・普及に努め、障がいがあってもどこでも適切な医療が受けられるよう啓発に努めます。

② リハビリ医療

その人の状況に応じて、効果的なリハビリテーションサービスを適切に受けられることができる環境を整備します。障がいや疾病等により、課題やニーズは様々ですが、福祉サービスと保健・医療との連携を図り、各分野での日常生活に即したリハビリテーションの整備を推進していきます。

③ 難病対策

難病患者等は、平成25年4月から障害福祉サービスの対象となりました。今後も適切な情報提供に努め、利用者が必要なサービスを選択できるよう推進します。また、福祉サービス事業所に対し、難病ごとの特性等の啓発に努め、利用者の受け入れを推進します。さらに、医療機関等関係機関との連携を図り、在宅療養等の支援体制整備に努めます。

④ 疾病等予防

関係機関との連携により、疾病及び二次障害の予防、早期の気づきにつながるがん検診や、国民健康保険の保険者として特定健康診査や生活習慣病の予防等の保健指導を実施し、その後の日常生活に更なる支障を来さないよう早期支援の推進に努めます。

⑤ 救急医療体制整備

在宅で、病状の急変時に救急医療体制等の整備は不可欠です。今後は関係機関と協力し、体制整備を推進していきます。また利用方法等の周知にも努めます。

精神科救急体制については、利用状況等の検証を行い、愛媛県と連携しながら、より良い体制の構築を図ります。

⑥ 在宅医療等

障がいがあっても、在宅・教育・職場等のあらゆる生活の場で必要な医療行為、若しくは医療的配慮が受けられるよう、医療機関や関係機関と連携し体制を整備していきます。

⑦ 精神科医療

精神に障がいのある人への訪問や定期的な精神保健相談を充実させ、適切な医療の提供や福祉サービスの継続した支援により、心の健康を維持していくことができる地域環境づくりを支援していきます。

また、障がいに対する理解・啓発活動に努め、医療サービスがより利用しやすくなるよう関係機関と連携していきます。

(4) 住まいの場の確保と整備

自分らしく暮らしていくためには、住み慣れた地域で安心して生活できる住まいの場が大切です。個々の多様なニーズに柔軟に対応した、住居・居住環境の整備に取り組みます。

① グループホームの整備

施設入所者や入院中の精神障がい者等の地域生活への移行先の一つであるグループホームの計画的な整備を促進します。

また、退院・退所等に限らず、家庭からの自立に向けてのグループホームの利用や、身体障がい者のグループホームの利用など、地域でのグループホームの役割について検証し、誰でも広く利用できるよう推進するとともに、サービスの質の向上についても福祉サービス事業者等に働きかけていきます。

② 公営住宅、賃貸住宅への入居サポート

住み慣れた地域で暮らすために、市営住宅等の公的賃貸住宅の積極的な活用に努めます。一般の賃貸住宅への入居支援、保証人問題や緊急時の対応を行う居住サポート事業について、利用状況を検証し、更なる充実を図り、継続して実施します。

障がいに対する偏見や差別等の問題解決に向けては、関係機関との連携を図り、情報提供や周知に努めます。

③ 入所施設の充実

対象者の状況やその家族の状況により、入所を真に必要とする障がいのある人がいるのも現実です。今後は、障害者支援施設や救護施設等の入所に向けての利用調整や、入所施設の機能強化、人材育成及び退所者に対するフォロー体制の構築に努めます。

また、入所施設で進む高齢化対策が必要な時代が到来しています。今後、高齢の障がいのある人（特に知的障がい）への支援方法について、具体的に検討していきます。

基本方針3 安心して暮らせるいきいきとした生活づくり

(1) 療育の充実

発達に不安や遅れのある子どもやその家族にとって、早期の適切な療育は重要です。必要な時に適切な療育が受けられるように、地域の療育体制を整備し、就学前から学校教育と連携する等、保健、医療、福祉、教育が一体となって取り組みます。

① 通所支援の量と質の確保

市内の児童発達支援や放課後等デイサービス事業数は、質、量ともにまだまだ不足しているのが現状です。今後は、新規事業所参入の促進を働きかけます。また、より質を高めるため、児童通所施設への研修の実施等を児童発達支援センター等と連携して推進します。

② 地域療育の推進

発達に不安や遅れのある子どもやその家族が、住み慣れた生活の場所で安心して適切な保育・教育・療育が受けられるよう、地域療育を基本とし、児童発達支援センター等と連携して推進します。また、保育所等訪問支援や障害児等療育支援事業等の活用によりサービスの充実を図っていきます。

(2) 共生教育の充実

障がいの有無にかかわらず、お互いが尊重し合い共に社会で生活していくことができるよう、幼少期からの共生教育を推進します。幼児教育から高等教育等への一貫した支援体制を整備します。

① 就学前教育

様々な偏見をなくし、お互いが尊重し認め合える感性を育むには、幼少期からの取り組みが重要です。どの子どもも、共に学び共に生活できることがあたり前となるよう、幼稚園等と連携、協力し交流を図る等、体制整備に努めていきます。

② 特別支援教育

小中学校と特別支援学校との研修・研究等の連携を通じて、特別支援教育の推進に努めます。また、高等学校や大学等、高等教育の場での推進にも努めていきます。

すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、同じ場で共に学ぶことができるインクルーシブ教育を推進します。自らが希望する場で適切な教育が受けられるよう体制を整備し、教員に対する研修等を通じて質の確保と向上に努めます。

また、重症児、難病児等、医療との連携が不可欠な子どもの教育の場の確保を図ります。

③ キャリア教育

幼少期からの一貫した個別の教育支援計画にのっとり、すべての子どもたちの「生きる力」を育み、自立に向けた「働く意味」の理解を進めるキャリア教育の理念の推進に努めていきます。

④ 生涯教育

地域の一員としてより良い社会生活を営むため、生涯を通じて学ぶ機会を増やし、スポーツや文化活動による社会参加の機会を提供し、自己実現と達成感を感じることができる生涯学習を充実させます。

(3) 雇用の充実と経済的自立の支援

人それぞれの「働きたい」という思いに応えるため、希望に応じた支援を行うとともに、働きやすい環境づくりを進めていくことが重要です。

医療機関、教育機関、福祉関係機関、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、企業等と連携して、相談から就労そして就労継続へと、個々に応じた多様な働き方への支援を推進します。

また、障がい特性に応じた医療面等での適切な配慮について、周知、啓発に努め、就労している障がい者及び雇用者の相互理解を進めます。

① 就労相談窓口の整備

就労を希望する人にとって、入口となる相談支援は非常に重要です。

ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターはもとより、若年者就職支援センターや若者サポートステーション、各就労関係のサービス事業所や障がい者総合相談窓口の就労支援専門員等、幅広い就労相談機関との連携強化を推進し、利用者にとって分かりやすい情報の提供に努めるとともに、各就労相談機関の役割等について、周知・啓発に努めます。

また、関係機関との連携を基に、各相談窓口の質の向上を図るため、研修等を通してバックアップに努めます。

② 職場定着支援

就労へ向けての取り組みも大切ですが、就職後の職場定着も重要です。

今後は企業との連携強化を図り、離職率が高い現状等を検証した上で、ジョブコーチ制度を活用した職場の人間関係の構築支援や、続けて働きやすい環境づくりのため障がい特性への理解促進、一般就労後、事業所からの支援が途切れてしまう人たちに対する支援の仕組みについて検討する等、就労後の職場及び家庭生活でのアフターフォロー体制の整備等に努めていきます。

③ 企業等への啓発

企業等の従業員に対し、障がい等への理解を深めてもらう研修会の実施や、障がい者の実習や体験の受け入れ促進等の啓発に努めます。また、障がい者雇用促進策の周知・活用を呼び掛け、障がい者雇用の成功事例の紹介等、雇用拡大へ向けての取り組みを推進します。

④ 職業訓練の機会確保

就労を目指す人にとって職業訓練の機会や選択できる職種が多いことは重要です。既存の職業訓練の充実だけでなく、利用者にとってさらに選択肢が広がる職種の開発や訓練内容の多様化等、利用者のニーズに応じて各関係機関と連携し検討していきます。

⑤ 福祉的就労の工賃向上へ向けての取組み

県内の平均工賃は月額 14,667 円（平成 25 年度）と低迷しているのが現状です。

今後は県の工賃向上計画にのっとり、各福祉サービス事業所や就労関係機関との連携を強化するとともに、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等の提供する物品・役務の優先調達や障がい者による古着・廃食用油の再資源化事業を引き続き推進する等、工賃向上に向けてより一層取り組んでいきます。

⑥ 就労支援機関の連携強化

現在、各機関で推進している就労支援策を関係付け、求職者と事業主とのニーズのマッチングを行うための情報の一元化や、就労後の生活を安定するための各福祉サービスの連携等、職場や生活場面でトータルでフォローアップを図る等の、障がい者就労を点ではなく面で支えることを目的とした就労支援ネットワークの連携強化を図ります。

⑦ 経済的自立の支援

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、年金や諸手当の受給資格が有る障がい者が、制度の不知・無理解により、受給することができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

（４）社会参加の促進

ひとりひとりが、地域の一員としてより良い社会生活を営むため、スポーツや文化活動等様々な場面で社会参加及びその選択の機会をつくり、自己実現と達成感を感じることができる地域社会の実現を推進します。

① 当事者活動支援

当事者個人及び当事者団体の個性を肯定してそれぞれの自主的な活動を促し、地域社会での交流活動等を支援していきます。

② 地域行事への参加

各種文化講座の開催や生涯学習施設等の利用促進等の余暇活動の場を提供するとともに、公民館活動等の地域行事で、誰もが地域の一員として参加しやすい環境づくりを推進していきます。

③ 文化的活動（スポーツ、芸術等）支援

障がい者スポーツ大会の実施や、多様なスポーツ競技の紹介等、スポーツに親しみ、参加する機会を提供し、スポーツ活動の充実を図ります。また、関係機関と連携して指導者の育成に努め、障がい者スポーツの振興を図るとともに、平成29年度に開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、愛媛県と連携しながら、ボランティアや手話通訳者の養成に取り組んでいきます。

第4章 松山市第4期障害福祉計画の目標を達成するための施策

本市では、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、平成27年に「第4期障害福祉計画」を策定しました。

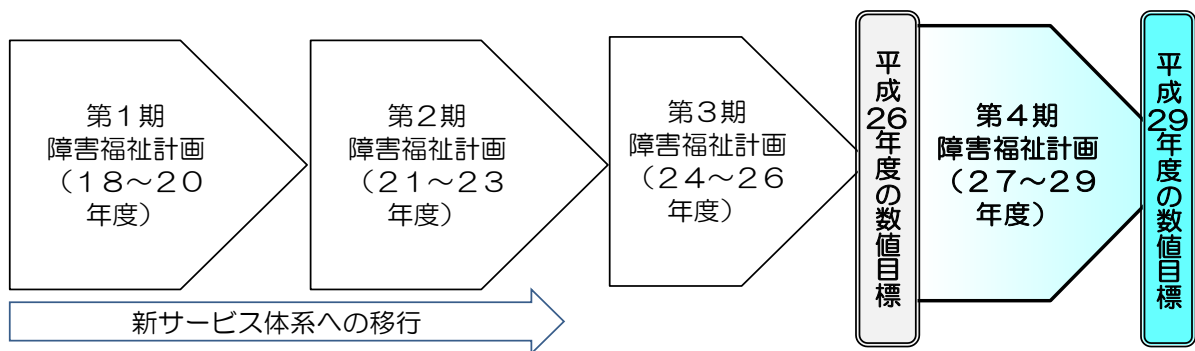
この「第4期障害福祉計画」は、障害者総合支援法や国の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」という。）に基づき、平成29年度末までの重点的数値目標を設定し、その目標に基づく平成27年度から平成29年度までのサービスの見込量とその確保のための方策を検討し、本市の障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保するための計画です。

この「第4期障害福祉計画」では、平成29年度末までに重点的に取り組む4点の目標を定めていますが、具体的に方策を検討し実施に取り組まなければ実現は難しく、そのためには官民が協働して互いに達成するための努力を行うことが不可欠です。

そこで、障がい者福祉の現状把握と課題の洗い出し、課題解決のための施策研究を行なった結果、具体的施策についての提言があり、この提言に沿って平成29年度末までに重点的に取り組む目標を達成するための施策を展開していきます。

障害福祉計画の期間

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度



目 標 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

○ 目標数値

- (1) 平成29年度末までに、平成26年3月31日現在の施設入所者（446人）の12%（54人）が地域生活に移行することを目指します。
- (2) 平成29年度末の施設入所者数を5.5%（25人）減少することを目指します。

○ 現 状

知的障がい者の退所後の受け皿としては、障害者総合支援法に基づくグループホームがありますが、入所施設を運営している社会福祉法人には自己資金でグループホームを整備するだけの資力を持つものは少ないため、専ら民間の借家を活用していましたが、建築基準法や消防法の関係から既存の建物を利用するのは難しく、依然としてグループホームへの移行が進んでいません。

身体障がい者グループホームについては市内にはありません。日本の住宅事情からバリアフリー化された住宅は少なく、特に重度の肢体不自由者にとって在宅での生活は難しいことから、退所を考える身体障がい者は少ないのが現状です。

また、保証人がいないため一人暮らしができない障がい者を対象に住居賃貸契約を支援する居住サポート事業の活用も進んでいません。

一方、障がいの程度や家族の状況により、入所を真に必要とする人もいます。

○ 施 策

① 障がい者グループホームの建設費等補助事業の継続

社会福祉法人がグループホームの建設を行なう場合に、安全で良好な環境のグループホームの整備により障がい者の地域生活移行が一層推進することを目的として、整備資金の一部補助を行なう松山市社会福祉施設建設費等補助金制度を継続します。

② 相談支援提供体制の整備と各種住宅への入居サポートの充実

平成21年度から実施している居住サポート事業の更なる活用による地域相談支援と連動した入居支援並びに地域生活定着支援の充実を図ります。

目 標 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

○ 目標数値

平成27～29年度の3年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業により、60人の退院を目指します。

○ 現 状

愛媛県における退院可能な精神障害者に関する調査の結果、精神科病院に6ヶ月以上継続入院している者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者が、平成26年4月1日現在338名います。

退院を難しくしている要因としては、「日常生活能力の不足」「退院意識、病識の不足」「家族のサポート力が弱い」「社会資源の不足」などが挙げられています。

また、対象者のうち、55.9%が65歳以上であり、介護保険分野との連携が求められています。

○ 施 策

① 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の継続

平成20年度から実施している事業を継続し、精神科病院や地域相談支援事業所等と連携を図り、入院中の精神障がい者の地域生活への移行の促進と安定した地域生活の継続を目指します。また、平成24年度から実施しているピアサポート体制のさらなる充実を図ります。

② 精神障がい者地域生活チャレンジ事業の充実継続

平成26年度から実施している事業を継続し、グループホーム等を活用した外泊体験や日中活動等体験等を行い、精神障がい者の地域生活への移行と安定した地域生活の継続について、さらなる推進を図ります。

③ 地域生活移行動機づけ支援プロジェクトの体制整備

ピアサポーター等と連携を図り、入院中の精神障がい者及び精神科病院職員等に対し、地域生活への興味・関心をもってもらい、地域生活への移行に向けての取り組みに対する体制の整備を図ります。また、地域生活移行者等交流のためのサロン事業について検討します。

④ 相談支援提供体制の整備と各種住宅への入居サポートの充実（再掲）

平成21年度から実施している居住サポート事業のさらなる活用により、地域相談支援に連動した入居支援と地域生活定着支援の充実を図ります。

⑤ 障がい者グループホームの建設費等補助事業の継続（再掲）

社会福祉法人等が、入院中の精神障がい者の地域生活への移行推進のための退院後の住居の確保を目的として、グループホームの建設整備改修をする場合に、整備資金の一部補助を行う松山市社会福祉施設建設費等補助金制度の活用を継続します。

目 標 3 福祉施設利用者の一般就労への移行等

○ 目標数値

- (1) 平成29年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を平成24年度の一般就労者数(34人)を2倍(68人)にすることを目指します。
- (2) 平成29年度中に、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者(131人)から6割(79人)以上増加することを目指します。
- (3) 平成29年度中に、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の4割以上とすることを目指します。

○ 現 状

障害福祉アンケートの結果、現在働いている障がい者は、身体障がい18.0%、知的障がい40.6%、精神障がい27.6%となっています。また、福祉施設で働いている人のうち33.0%が一般就労を希望しています。

仕事をしていない理由としては、「年齢のため」「障害などで、できる仕事がない」「働く意欲がもてない」の順で挙げられています。また、就労支援に必要なこととしては、「障害の程度にあった職種が増えること」「職場の上司や同僚に障害に対する理解があること」「生活面の安定」「企業等での障害者雇用への理解」「通勤手段の確保」の順で挙げられています。

現在、就労に関する相談支援機関としてハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、高等技術専門学校、職業訓練支援センターや就労継続支援、就労移行支援事業所等があり、各々の役割で各々のネットワークをもって障がい者の一般就労への促進を図っているところです。しかし、福祉施設利用者が一般就労を希望する場合、中核となる機関が無い場合必ずしも効果的ではないという意見や、一般就労できても、職場定着が難しいとの意見もあります。

○ 施 策

就労機会の拡大と職場定着支援

就労に関する各種相談支援機関の連携強化を目指すとともに、行政、一般企業からの求人増加を図る為、障がい等への理解を深めてもらう研修等の開催や周知啓発に努めます。また、就職後の職場定着を推進するため、ジョブコーチ制度のさらなる活用や、各種サポートについて、就労している障がい者及び雇用者に対する情報提供の充実、一般就労後、事業所からの支援が途切れてしまう人たちに対する支援の仕組みについて検討する等、続けて働きやすい環境づくり、フォローアップ体制の仕組みづくりについて、更に障がい者総合支援協議会で検討していきます。

目 標 4 地域生活支援拠点等の整備

○ 目標数値

平成29年度末までに、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、1つ整備します。

第5章 計画の推進体制

障がい者の地域生活を支援するために、地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有、個別事例への支援のあり方に関する協議、調整、地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議を行う障がい者総合支援協議会を立ち上げています。

計画の進捗にあたっては、PDCAサイクルを導入し、その協議会の中で、計画の達成状況等を少なくとも1年に1回は報告することで、部会等でより細かく分析・評価していただき、必要があると認めるときは、計画の変更等について検討していきます。

松山市障がい者総合支援協議会組織図

